

公 示

海岸法（昭和31年第101号）第12条第4項に準用する第37条の8の規定により除却した船舶（以下、「船舶」という。）を同法第12条第5項に準用する第37条の8の規定により保管したので、次のとおり公示する。

令和8年3月5日

鹿児島県知事 塩田 康一



1 船舶の名称又は種類、形状及び数量等

名称又は種類、 形状及び数量	放置されていた場所	除却した日時
船舶 1隻	西之表市西之表地内（58ピレッジ種子島付近）の一般公共海岸区域	令和8年3月5日午後2時45分

2 船舶の保管を始めた日時

令和8年3月5日午後4時30分

3 船舶の保管場所

道路資材置き場（県道敷）（西之表市西之表字大樋之上14023番4地先県道）

4 保管した船舶の返還

(1) 保管期限

令和8年9月5日。ただし、令和8年6月5日までに返還の申出がない場合には、船舶を売却してその代金を保管し、又は船舶を廃棄することがある。

(2) 返還の申出及び問合せ先

西之表市西之表7590 鹿児島県熊毛支庁建設課用地管理係
電話 0997-22-1136

(3) 費用負担

船舶の除却、保管、売却、公示、その他の措置に要した費用は、当該船舶の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該船舶について権限を有する者、その他当該措置を命ぜべき者の負担とする。

【担当】

鹿児島県熊毛支庁建設課
用地管理係
電話 0997-22-1136